

Title	下毛野氏の薦書 : 他流儀のテキストと比較して
Author(s)	二本松, 泰子
Citation	日本語・日本文化. 2009, 35, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/4347">https://doi.org/10.18910/4347</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 下毛野氏の鷹書

——他流儀のテキストと比較して——

二本松 泰子

はじめに

平安時代に近衛府の下級役人を世襲した下毛野氏は、摂関家（主に近衛家）の隨身として家人化していった氏族である。その一方で同氏は、摂関家の大臣大饗において「鷹飼渡」を勤めたり、さらには、『続古事談』巻第五、『古今著聞集』巻一六、『徒然草』第六六段などに「鷹飼の下毛野氏」としての叙述が見える等、鷹飼の家としてもよく知られていた。

また、下毛野氏は、中世以来、山城国乙訓郡調子庄（現・京都府長岡京市調子）を領知したとされる。そして、代々当地に居した調子氏はその下毛野氏の直系を称し、調子家文書と称される古文書群を伝えている。その中に、当家に伝来したとされる鷹術に関する伝書（鷹書）が現存する。

稿者はすでに、その調子家所蔵の鷹書を手がかりにして、下毛野氏の鷹術伝承を考察した<sup>1</sup>。すなわち、下毛野氏の鷹書は、神事に関わる叙述が特化していることを指摘し、同氏の鷹術が神事に関わる可能性を論じたのである。このように、当家伝来の鷹書には、下毛野氏の鷹術の本質を明らかにする情報が記載されており、彼らが携えた鷹術の実

相を探るもつとも有効な手立てとなりえるものであった。

そこで、本稿もまた調子家所蔵の鷹書について取り上げる。前稿において得られた知見を踏まえながら、さらに同書に関する分析をいっそう推し進め、より詳細な検討を試みることにする。ちなみに、前稿では調子家所蔵の鷹書に見える象徴的な叙述について注目し、それを手がかりにして下毛野氏の鷹術の本質について考察した。それに対して本稿では、他の鷹書類との比較検討を中心に考察を進め、同書の相対的な特性について言及する。そのことよって、従来、ほとんど解明されてこなかった「鷹飼」という職掌における下毛野氏の位置づけを確認し、複雑な展開を見せる鷹飼の流派やその属性に基づく鷹術伝承の諸相の一斑を明らかにしたい。

### 一 『鷹飼に関する口伝』第一条～第一六条

前節でも述べたように、長岡京市調子在住の調子家には、中世以来、代々当家に伝来された数百点に及ぶ古文書が所蔵されている。京都大学の文学部博物館にも調子家関係の文書が所蔵されているが、これらはもと同一の文書群で、両者を総称して「調子家文書」とよばれる<sup>2)</sup>。この調子家文書の存在自体は、比較的早くから知られていたが、本格的な調査は一九九〇年代に始まった長岡京市史編纂事業による。そのため、当該文書については、市史編纂事業に関連する情報で示されている見識が基幹となる。そのなかの長岡京市史資料集Ⅰ『長岡京市の古文書』「中世」<sup>3)</sup>によると、調子家に伝わる鷹書<sup>たかか</sup>について、『鷹飼に関する口伝』と仮題をつけた上で「年不詳ながら中世のものと推定される鷹飼の口伝書」と簡単に触れているのみである（なお、本稿においても『鷹飼に関する口伝』の書名で統一する<sup>4)</sup>）。ところで、その『鷹飼に関する口伝』の内容と構成は以下のとおりである。

第一条～第一六条 鷹を神社に奉納する手順や鷹道具に関する作法について。

第一七条～第四九条 鷹の薬飼について。

第五〇条〜第六一条Ⅱ鷹の架繋ぎの作法について。

第六二条〜第六五条Ⅱ鷹の葉飼について。

第六六条〜第六七条Ⅱ鷹の十二顔について。

第六七八条〜第一〇一条Ⅱ鷹の葉飼・療治について。

このうち、本稿が扱うのは第一条〜第一六条Ⅱ「鷹を神社に奉納する手順や鷹道具に関する作法について」と第五〇条〜第六一条Ⅱ「鷹の架繋ぎの作法について」といった、礼法に関する部分である。「鷹の葉飼」「鷹の十二顔」「鷹の療治」については、一般にその叙述内容の異同がテキストごとと激しく、比較検討が難しい項目である。それに対して、鷹書における礼法の記述は、流派ごとにある程度一定した内容が確認でき、各テキストの属性が端的に見出せる。「鷹飼に関する口伝」においても、まずは礼法の部分を相対的に比較分析し、当該書の特徴を明らかにしてみることが必要であろう。

まず、『鷹飼に関する口伝』の第一条と第二条には、以下のような記事が見える。

一 神社ほうへいのために鷹を神へたてまつるには、ほこをやしろの左におくへし。かふきのもと、同やしろの方に成てほこをゆふへし。つなきやうは、多つにあり。大おのふさをさかさまにすることをいむへし。鞭と餌袋は宮司に渡へし。

一 ほこの高さ四尺三寸二分。かふき、はしらのとに出分二寸二分。ほこ、きぬのすんは、はしらのあいたによへし。たてさまは三尺三寸二分。上は竹にぬいくくむ。ぬの、はしを、うらになすへし。すそは少はつすへし。ぬいあわせは合ぬいにして、二とをりつ、ぬふへし。すそのかたを三寸二分ぬいにす。きくとちくろかわなり。

右のうち、第一条には神社奉幣のために鷹を神に奉る作法が記載され、第二条には、架に関する寸法やそれに掛ける布についての記述が見える。実は、これと非常に近似した叙述が、『責鷹似鳩拙抄』<sup>(5)</sup>に以下のように見える。

鷹之書

此書も所持之邦也。旅宿のため抜書に也。秘する秘物也。仍右之邦に附加者也。

一 神社奉幣(奉)のために鷹を奉には、架を社の左の方に、かぶぎの木を社の方になしてつなぐべし。つなぎやうは常のごとし。大緒のふさを逆にする事を殊に禁べし。鞭餌袋は宮司を渡す(わた)べき也。常のごとし。又鷹の祈祷のために参詣申つなぐ事有。つなぎ様は小鷹つなぎなるべし。

一 架のたかさ四尺三寸一分。かぶぎ同。柱のふとさは二寸三分。かぶぎ柱より外にあまる分四十八分。惣の長さ六尺二寸。臺のたかさ五寸六分。おもてのひろさ六尺二寸。だいのたかさ五寸六分。おもてのひろさ六寸六分。おもての両のはしをおとすべし。長さ二尺五寸二分。かぶぎにつぼがね四ツ。はしらに一づ、うつべし。下のよこ木は臺の間にして、はしを臺のうちにさしとむるなり。作木なるべし。二架の長さ一丈一尺六寸。つぼがね五ツ。柱のつぼ同前。鷹は本。兄鷹は末につなぐべし。坪がねうたずば鷹末につなぐべし。架の木は檜柞をほんとする也。

一 架布敷は柱の間にしたがふべし。堅様にして三尺三寸二分。上は竹にぬいく、み、布のはしをうらになすべし。すそは少はづすべし。縫合は合縫にして、二とをりづ、ぬうべし。すその方を三寸二分縫にしてきくとちあり。くろ革にておもてのかたにむすびめあるべし。ぬいめより上はみじかく下長。惣長さ八分。上の竹のきわにとんぼうむすびあるべし。口は上になるべし。布あさぎにそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。とらは本木のかたにあるべし。かぶぎと架布の間一十八分。

これらの記事を比較してみると、『鷹飼に関する口伝』第一条・第二条は、『責鷹似鳩拙抄』の記述を抄出したよう

な内容といえよう。『責鷹似鳩拙抄』は、奥書に持明院基春の署名と永正三年（一五〇六）二月の年号があり、持明院家の鷹書である『持明院家鷹秘書十卷』第五卷に所収されている<sup>6)</sup>。なお、右掲の記述は、割注に記されているように、基春が旅宿のために抜書きしたものであるという。

このテキストを携えた持明院家とは、藤原北家中御門流の公家の一族である。同家の氏祖である基頼以来、代々、弓馬・鷹犬の道に通じた家柄とされ、『持明院家鷹秘書十卷』をはじめ当家流の鷹書が多く残されている。また、『三口決』<sup>7)</sup>によると、

此一道者。持明院被<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>申譜代之家一候。西園寺之一代。与<sub>二</sub>持明院一依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>内縁一粗被<sub>二</sub>伝授<sub>一</sub>了。仍鷹百首世上令<sub>二</sub>流布<sub>一</sub>了

と記され、西園寺家と姻戚関係がある（公経の母が「前権中納言藤原基家卿女」（尊卑分脈）縁により、西園寺家から鷹術を伝授された由が説明されている。このように、西園寺家の鷹術をも継承したと伝えられる持明院家は、堂上の鷹の家の代表的な存在といえるものであろう。

さらに、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『十二繫図 外四卷合冊』（函号二〇九）（以下、西園寺文庫蔵と略す）所収の『十二繫図』は、右掲の記事を含む『責鷹似鳩拙抄』の一部（同テキストの後半部）をそのまま転写している。同書は奥書等が確認できず、伝未詳のテキストであるが、一丁表に「藤井蔵圖書記」の印記が見える上、奥書にも「藤井蔵書」の印が押してある。この「藤井」の印記については、西園寺文庫蔵の『西園寺家鷹秘伝』（函号一九三号）の一丁表に「藤井蔵書」の印記が確認できる上（『十二繫図』の見えるものとは形が異なる）、奥書にもひょうたん型の印の上に「藤井総博」の署名が見えることから、これらは西園寺文庫の中でシリーズ的なテキストの一つであるかもしれない。また、『地下家伝』<sup>8)</sup>によると、藤井家は代々にわたって衛門府の衛士に補された地下官人の家柄である

という。江戸時代には京都の有職家として知られ、たとえば「藤井総博」については『賀茂祭備忘』『賀茂臨時祭記』『賀茂臨時祭次第』『光格上皇修学院御幸始御列書』などの著書が確認される。

また、『鷹飼に関する口伝』の第二条と第三条との間には、「口傳書」という見出しがある。これは第三条以降の内容を一括して称するものであろう。それならば、本書の第一条と第二条は別項目として特設された叙述であり、本書において特別な意味を持つことが判じられる。いずれの鷹書においても巻頭に掲げられる叙述は当該書の象徴的な内容を示すものである。特に、下毛野氏の『鷹飼に関する口伝』の巻頭の第一条に「神社奉幣のために鷹を神に奉る作法」の記事が掲載されているのは、同氏の鷹術が神事に関することと響きあうものであろう。実際、下毛野氏は諸国の散所を経営して散所長を世襲するなど、芸能者や下級宗教者たちの長的な家柄であった。それに対して、一方の持明院家については、実態として神事に携わった痕跡は確認できない。『責鷹似鳩拙抄』に「神社奉幣のために鷹を神に奉る作法」を記載しているのは、実情を伴ったものではなく、テキスト上における情報の引用に過ぎないことが想像される。

次に、『鷹飼に関する口伝』の第三条・第四条・第五条には、以下のような記事が掲載されている。

#### 口傳書

- 一 大鷹の脚緒けしごの寸六尺六寸也。
- 一 兄鷹の大をの寸五尺五寸也。
- 一 鶺鴒の大お七尺七寸也。

これは、それぞれ大鷹の脚緒の寸法（第三条）・兄鷹の大緒の寸法（第四条）・鶺鴒の大緒の寸法（第五条）を説明したものである。これと類似する記事は、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書十卷』第六卷（函号一五四―三五四）に以下の

ように確認できる。

- |            |            |               |
|------------|------------|---------------|
| 一 大鷹ノ大緒ノ長サ | 六尺六寸六分     | クケ革両方二寸五分宛ナリ。 |
| 一 兄鷹ノ大緒ノ長サ | 五尺五寸五分     | クケ革両方へ二寸一分宛也。 |
| 一 鶴ノ大緒四尺八寸 | クケ革一寸八分宛也。 |               |

これによると、大鷹の脚緒の寸法・兄鷹の大緒の寸法・鶴の大緒の寸法に関する記事が『鷹飼に関する口伝』同じ順番で示されている。それぞれの寸法についても『鷹飼に関する口伝』に近い数字が挙げられている。内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書十巻』第六巻は、その奥書に持明院基春の子息である基規の名前が見える。

続いて『鷹飼に関する口伝』の第六条・第七条・第八条・第九条には以下のような記事が掲載されている。

- 一 鷹ならへてつなく事。大鷹うら木につなくへし。兄鷹本木につなくへし。
- 一 大鷹の多ふくろに鳥をさす事。おん鳥おはひたりのあしをいたして、右のあしをは多ふくろのうち多入ておく也。同めん鳥をは右の足をいたしてひたりのあしを餌袋のうち多入へし。尾羽をも、おもてより見せ女鳥おん鳥も同ことなり。
- 一 大鷹あしをの寸。長さ八寸、はらきのひろさ八分。同兄鷹のあしを是五寸。はらきひろさ五分。
- 一 鶴のむちの寸。一尺八寸也。同おく時のむち四尺七寸。是はとるちくとも此分也。

これは、それぞれ鷹を並べてつなく作法(第六条)・大鷹の餌袋に鳥をさす作法(第七条)・大鷹の足緒の寸法(第八条)・鶴の鞭の寸法(第九条)について説明したものである。これらの記述については、相对比较できるような相



応の用例が管見において見当たらない。ところで、第八条「大鷹の足緒の寸法」と第九条「鶴の鞭の寸法」のような鷹用具に関する決め事は、たとえば鷹の薬餌ほどではないが、それぞれの鷹書によって比較的異なった説明がなされ、種々多様に相違する情報が記されるのが一般的である。

しかしながら、『鷹飼に関する口伝』第一〇条には、以下のような記事が見える。

一 鷹たぬきの長さ四寸八分。くちのひろさ二寸八分。鷹かいの手のせいによる也。色はあおくすへし。へりのひろさ四分也。同手くるみはさるのかわをほんとする。又はてんのかわをもすへし。

これは、「鷹たぬき（手袋）」の寸法や色についての説明である。すなわち、長さは四寸八分、口の広さは二寸八分と示す一方で、飼い主の手のサイズに合わせることが但し書きされている。さらに、色は青くすべきこと、「さるのかわ」もしくは「てんのかわ」を使用することが記されている。この説明に類似する情報として、まず、『鷹経弁疑論』中巻に見える以下のような記事が挙げられる。

或問。鞆ト云ハ如何様ナルゾヤ。

答云。鞆ト云ハ、鷹ヲ撃ルトキ、腕ノ細キ所ヲ平ニシテフマセンタメニ鞆ノ上ニサスナリ。青色ヲ用ルコトモアリ。是ヲ緑ノ鞆ト云。寸法長四寸八分。廣二寸八分。縁ノヒロサ四分。但主ニヨルベシ。又云。長サ四寸五分。ヒロサ三寸三分。掌飼ノウデニヨルベシ。又云。袖ノ鞆ト云ハ貴人ノ為ナリ。ナベテハ緑ノ鞆ヲ用ル也。錦ヲ以テ鞆ヲ作ルコトモアリ。然バ文集ニ云。錦ノ鞆ニ花隼ヲ臂ニストイヘリ。

これによると、「鞆（たかたぬき）」に青色を用いることもあると説明している上、寸法については、『鷹飼に関する

る口伝』とまったく同じ数字を一例として挙げている。さらには、飼い主のサイズに合わせるといふ但し書きもやはり同様に見える。この『鷹経弁疑論』もまた、持明院基春の著になる持明院流の鷹書のテキストであった。さらに、『責鷹似鳩拙抄』においても、

一 鷹たぬきの事

ながさ四寸八分。ひろさくち二寸七分。へりのひろさ四分なり。たゞし大かたぬしのうてによるべし。

と見える。これによると、『鷹飼に関する口伝』とほぼ近似した「鷹たぬき」の寸法（口の広さのみ二寸七分で、『鷹飼に関する口伝』が二寸八分とするのに若干相違する）が示されている上、飼い主の手のサイズに合わせるべきことも同様に記されている。その他、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六巻にも以下のような記事が見える。

一 たかたぬきの事 なかさ四寸八分。ひろさ二寸七分。へりの廣さ四分也。但大方主のうてによるへし。

これによると、『鷹飼に関する口伝』とほぼ近い「たかたぬき」の寸法（やはり口の広さのみ二寸七分で若干相違する）が見える上、飼い主の手のサイズに合わせるべき注意書きも同様に見える。

先にも述べたように鷹道具に関する記述は、各書によって内容が異なる場合が多い。その中で、『鷹飼に関する口伝』に見える鷹用具の記事については、それと類似する記述が、上記のように持明院流のテキスト群に集中して見出せるのはきわめて稀有なことである。先に検した第一条と第二条の記述に見られる特性と併せて、やはり『鷹飼に関する口伝』は、持明院流（公家流）の鷹書類と非常に近しいテキストであることが判じられよう。

なお、『鷹飼に関する口伝』第一条～第一六条には、以下のような記述が見える。

一 鶉をはさむ事。かみよりにて、二多にまきて、かたむすひにしてすへをき、□むすひめは、鳥の右にあるへく、たはさみやう、一尺二寸より上からはさむなり。野にて竹などのなき時は、をきすゝきのくるしからず。そのときは、むすひめうしろにあり。もとおは一もんしにきる。すへは鳥より上三こせはかりおくへし。白の雪紫などをつける事もあり。鶉の数は廿三十七、又は五十を一さほと云。又ひとくしと云事あり。七五九を一くしと云。鳥のかすたらぬ事あらは、さきをそきてをくへし。

一 かりつゑの寸四尺。

一 おきなわ二十ひろ。しきには十八ひろ。又二十ひろ也。

一 おをの色。はるはしろし、秋冬は青し。

一 鷹の鳥を木につくる事。春は桜、秋冬は松の木也。

一 鷹いぬのやりなわの寸の事。犬のはなさきよりおさきまてみたけのするなり。又は七ひろにもする也。あら犬事。

これらは、鶉をはさむ作法（第一一条）・狩杖の寸法（第二一条）・置繩（大鷹の足緒）の寸法（第一三条）・小緒（鶉の緒）の色（第一四条）・鷹の狩った鳥を木に付ける作法（第一五条）・鷹犬のやり繩の寸法（第一六条）について説明したものである。このうち、第一五条の「鷹の狩った鳥を木に付ける作法」の記述については、鷹狩りにおいてよく知られた礼法で、属性を問わず類似の用例は膨大にある。それ以外の、第一一条「鶉をはさむ作法」・第一二条「狩杖の寸法」・第一三条「置繩（大鷹の足緒）の寸法」・第一四条「小緒（鶉の緒）の色」・第一六条「鷹犬のやり繩の寸法」についても、他のテキストにおいて種々記載されており、その説明は一致していない。

## 二 『鷹飼に関する口伝』第五〇条～六一條

次に、『鷹飼に関する口伝』の第五〇条から六一條（一三丁表～二二丁表）までに描かれている架繋ぎの図について確認してみる。同書に見える架繋ぎの種類は全部で一二項目ある。これともっとも近似する架繋ぎの礼法が確認できるのは、管見において内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六卷の二二丁表、二二丁表、二四丁表～二七丁表に掲載されている二九種類の架繋ぎの図である。その図柄もまた『鷹飼に関する口伝』とよく似ており、単調な棒線と記号で構成されている。次に類似する礼法が見えるのは、西園寺文庫蔵『十二繋図』の一丁表～六丁裏に掲載されている一二種類の架繋ぎの図である。同書に見える架繋ぎの図柄それ自体は、『鷹飼に関する口伝』や内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六巻とは全く異質で写実的なものとなっているが、繋ぎ方については、両書ときわめて近い作法が多く確認できる。

そこで、『鷹飼に関する口伝』第五〇条～六一條に見える架繋ぎの図一二項目のそれぞれの礼法について、よく似た図示を掲載する内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六巻と西園寺文庫蔵『十二繋図』の該当部分を比較対象として取り上げる。さらにその一方で、『鷹飼に関する口伝』とは異なる作法を示すものとして、内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・坤』（函号一五四―三三八）の二丁裏～二八丁表に見える架繋ぎの図と『荒井流鷹書』<sup>13)</sup>に掲載される架繋ぎの図も取り上げる。内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・乾坤』は、「宇都宮流」を冠した書名を持つ鷹書であるものの、奥書に「大宮新藏人宗勝」の名前が見える。この大宮新藏人宗勝とは、諏訪・大宮流の流れを汲む人物である。また、『荒井流鷹書』については、その著者である荒井豊前守は瀬津松鶴軒の高弟で、諏訪・瀬津流の流れを汲む鷹飼である。<sup>14)</sup>つまり、両書はどちらも諏訪の流儀を記載したテキストなのであった。次に、『鷹飼に関する口伝』と上掲の四種類の鷹書類に見える架繋ぎの図を掲げ、それらを相対比較した簡略な一覧表を挙げる。

別表

										『鷹飼に関する口伝』（別添付資料1の図参照）
一	「兄鷹 あらたか」 （図19）	「荒鷹 兄鷹」 （図19）	「兄鷹」（図2）	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六卷（別添付資料2の図参照）
二	「青鷹 大たかせ いおう」	「荒鷹 弟鷹」 （図17）	「大鷹」（図1）	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	西園寺文庫蔵『十二繫図』（別添付資料3の図参照）
三	「鳥屋鷹」	「鳥屋鷹」 （図20）	「鷓鷹」（図3）	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・坤』（別添付資料4の図参照）
四	「やまかへり 白鷹 又もろかへり共 云」	「やまかへり 白鷹」 （図22）	該当注記・図無し	◎	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	『荒井流鷹書』（別添付資料5の図参照）
五	「隼」	「隼」（図24）	「隼」（図7）	◎	「如是ハヤブサノ逸物ニフスレカイニ鷹也」（図2）	○	該当注記・図無し	○	該当注記・図無し	
六	「たひ鷹 □□とお り」	「旅とをり鷹是也、私注此装束据るに害之」（図8）	「トヲリタカ」 （図6）	○	「如此ハ通り鷹を繫ぐ也」（図3）	◎	「通り鷹」（図2）	◎	「通り鷹」（図2）	
七	「とまり鷹 たひ」	「とまりたか 夜架」 （図21） 「とまり鷹是也」 （図11）	「四繫」（図5）	○	「如是ハ泊り鷹ヲ繫也」（図4）	○	「泊り鷹」（図3）	○	「泊り鷹」（図3）	
八	「さうおう 蒼鷹 しろ」	「しろ 蒼鷹」 （図26）	「白」（図8）	○	「如斯ハ、シロノ大鷹、亦、トヤナリトモ一年ノ鷹ヲ繫也」 （図5）	○	「白鷹」（図4）	○	「白鷹」（図4）	

九	「も、のはなたか 桃花鷹 あかたか」	「桃花鷹」(図27)	○	「桃華」(図10)	○	「如斯ハ、シロノ大鷹 亦、トヤナリト モ一年ノ鷹ヲ糜也」 (図5)	◎	該当注記・図無し	
一〇	「しおう 紫鷹 しほ」	「しほ 紫鷹」 (25参照)	○	「紫保」(図9)	○	「如是ハ、シホ、シ ロヲ草屋ニ糜時、可 糜也」(図5)	×	該当注記・図無し	
一一	「くらしいの人の鷹」	「貴人の鷹のつなき 様是也」(図4)	×	該当注記・図無し		該当注記・図無し		該当注記・図無し	
一二	「神参鷹」	「にへ 賛鷹」 (図29)	○	該当注記・図無し		「如是は、に多鷹を 糜也」(図7)	×	「御に多鷹」(図5) 「諏訪の御前に鷹を 糜事(相木の鷹)」 (図6)	×

◎……はぼ一致した繋ぎ方の作法が図示されている。○……よく似ているがやや相違する繋ぎ方の作法が図示されている。×……まったく相違する繋ぎ方の作法が図示されている。

さて、この一覧表によると、『鷹飼に関する口伝』に見える架繋ぎの図は、「一一」の項目に挙げられた「くらしいの人の鷹」を除いて、すべて内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六巻の架繋ぎの図と対応する。やはり、架繋ぎの礼法においても持明院流の鷹書ともっとも近い内容であることが確認できよう。次に、西園寺文庫蔵『十二繋図』に掲載される架繋ぎの図との比較においても、「四」の項目の「やまかへり 白鷹 又もろかへり共云」と「一一」の項目の「くらしいの人の鷹」と「一二」の項目の「神参鷹」を除いてすべての項目が対応している。前節で述べたように、西園寺文庫蔵『十二繋図』は、京都在住の有職家の蔵書であったことから、当該の架繋ぎの礼法が教養的な有職故実の知識と見なされていたことが想像されよう。

それとは対照的に、諏訪流の流れを汲む鷹書の内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・坤』と『荒井流鷹書』の架繋ぎには、

『鷹飼に関する口伝』と一致する繋ぎ方がほとんどない。唯一、「六」の項目に挙げられた「とおり鷹」の繋ぎ方が一致するのみである。そもそも、『鷹飼に関する口伝』と内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・坤』『荒井流鷹書』では、繋ぎ方を示す注記からして、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六卷や西園寺文庫蔵『十二繋図』ほど一致するものが多くない。また、たとえ「三」「五」「七」「八」「十」「十二」の項目のように、同様の注記があったとしても繋ぎ方は全く異なっているか、「九」の項目のように繋ぎ方が同じでも注記の内容が相違しているかのいずれかである。つまり、『鷹飼に関する口伝』に見える架繋ぎの礼法は、諏訪流のそれとはまったく乖離するものであった。

ちなみに、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六卷には、『鷹飼に関する口伝』の「一二」の「神参鷹」の項目に対応する「にへ 贅鷹（図29）」という架繋ぎの図が示されている。一覧表に示したとおり「にへ 贅鷹（図29）」は、『鷹飼に関する口伝』「一二」の「神参鷹」で図示される繋ぎ方と類似している。ここで問題なのは、前節でも述べたように、持明院家の鷹術が神事と無縁であるにも関わらず「贅鷹」の架繋ぎの図をテキストに掲載していることである。これもまた、実際に必要な鷹術の礼法としてではなく、テキスト上の知識として採りこんだものである。やはり、両家の鷹書のテキストが近い関係にあることを示す一証左といえよう。

### おわりに

以上において、地下の鷹飼として知られた下毛野氏の鷹術について、同氏伝来とされる鷹書について他のテキストとの比較を中心に考察してきた。下毛野氏の鷹書は、鷹術における礼法などの有職故実的な記述について、持明院家の鷹書類にもっとも近似しており、次いで京都の有職家の蔵書ともよく似た内容を持つものであった。その一方で、諏訪流の鷹書類に掲載される礼法とはまったく内容が異なっている。同書は相対的に京都の公家（持明院家）や有職家たちの鷹術伝承に近い特性を持つことが判じられる。

ところで、江戸時代末期に栗原柳庵が著した『柳庵雑筆』第二<sup>16</sup>には、当世の鷹術に関する以下のような記述が見える。

尺素往来に、去頃兩御所桜狩のため、禁野片野辺に御出たるべく候、當道相伝練習の家々、園中将、坊門少将、楊梅侍従以下、并に御隨身は秦、下毛野等の鷹掌と云は、公家の鷹匠なり。

これによると、一条兼良の『尺素往来』からの引用として、鷹術伝来の家々には、園家、坊門家、楊梅家ならびに御隨身の秦氏と下毛野氏等のあることを挙げ、さらにそれらが「公家の鷹掌」であると叙述する（この「公家の鷹掌」という説明は、出典である『尺素往来』には見られない）。この場合の「公家」は「こうけ」と訓んで朝廷をさすものであろう。なお、園家は持明院家の庶流であり、坊門家は持明院家と同じ中御門流である。それならば、この『柳庵雑筆』の記事が示しているような、園家などの公卿の鷹飼と下毛野氏と同じ「朝廷の鷹飼」として一括される認識は、下毛野氏の『鷹飼に関する口伝』と持明院家の鷹書類との内容が近似していることと一脈通じており、示唆的である。

なお、そのような両家の鷹書の近似性から想像される下毛野氏と持明院家を始めとする堂上の鷹飼たちとの交流関係については、現在のところ未詳である。今後の課題としたい。

## 註

※引用資料については、適宜、私に句読点を補った。

- (1) 森末義彰「散所考」(『史学雑誌』五〇の七・八、後に『中世の社寺と芸術』へ畝傍書房、一九四一年一月)所収、二本松泰子「下毛野氏の鷹術伝承―山城国乙訓郡調子家所蔵の鷹書を手がかりに―」(『立命館文学』第六〇七号、二〇〇八年八月)。
- (2) 『長岡京市史』資料編二「古代・中世・家わけ」(長岡京市役所、一九九二年三月)ほか。
- (3) 長岡京市史資料集成Ⅰ『長岡京市の古文書』(長岡京市教育委員会、一九九九年三月)。



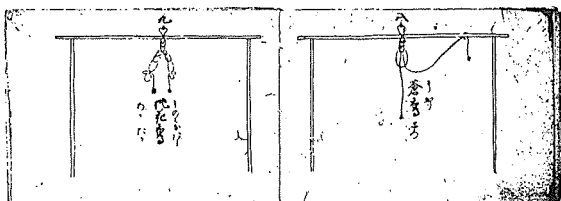
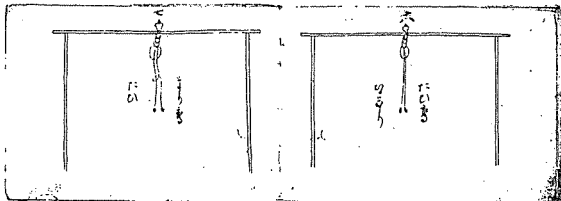
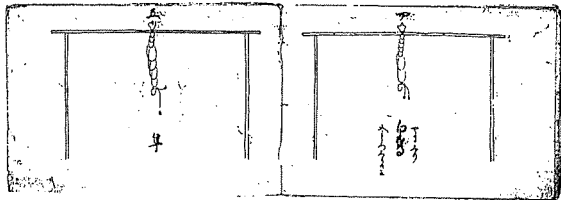
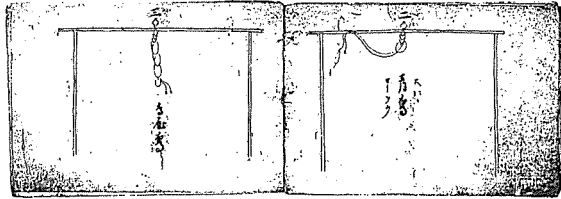
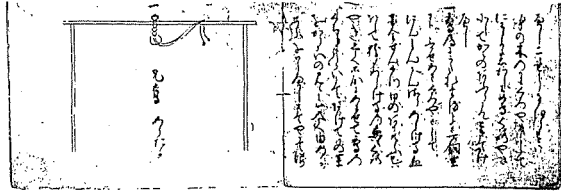
- (4) 同書の書誌は以下のとおり。
- ①所蔵 京都府長岡京市 調子武俊氏（調子八郎家文書八）
- ②寸法等 縦18・4浬。横25・6浬。横本。
- ③丁数 三二丁
- ④行数 半葉九行×一八行。無野。漢字平仮名交じり文。
- ⑤目録 三丁裏七行×四丁裏八行に第一項から第三〇項までの目録有り。
- ⑥外題 なし。
- ⑦内題 なし。
- ⑧奥書 三二丁表末尾に「水滴才表千代丸」。
- ⑨内容 鷹の葉飼や大緒の結び方など、鷹飼の故実について約一〇〇項目が記されている。大緒の結び方や鳴の体に関する図など有り。
- (5) 『統群書類従』第一九輯中所収。
- (6) 『放鷹』「鷹書解題」（宮内省式部職編、吉川弘文館、一九三二年二月）。
- (7) 『群書類従』第二七輯所収。
- (8) 日本古典全集第六期之内『地下家傳一』。
- (9) 『国書総目録著者別索引』（森末義彰等編、岩波書店、一九七六年二月）。
- (10) 中原俊章「中世随身の存在形態―隨身家下毛野氏を中心にして―」（『ヒストリア』第六七号、一九七五年六月）など。
- (11) このような下毛野氏の鷹書と持明院家の鷹書における神事に関する記載の問題点については（1）の拙稿参照。
- (12) 『統群書類従』第一九輯中所収。
- (13) 『統群書類従』第一九輯中所収。
- (14) 『放鷹』第一篇「放鷹」二十一 鷹の流派 その三 大宮流」。
- (15) (14)に同じ。
- (16) 『日本随筆全集』第七卷（国民図書、一九二七年二月）所収。

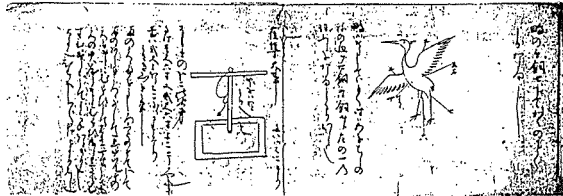
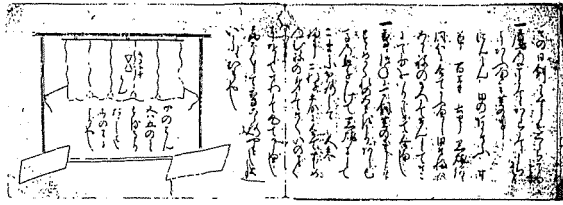
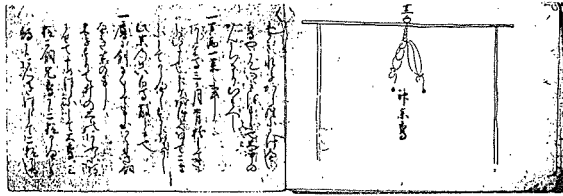
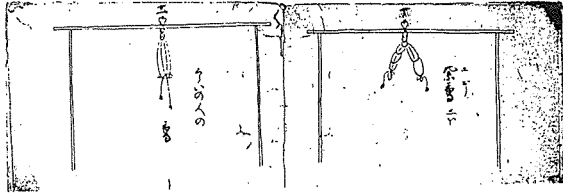
〔付記〕

本稿は科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号20520189、研究代表者 中本大)による研究成果の一部である。

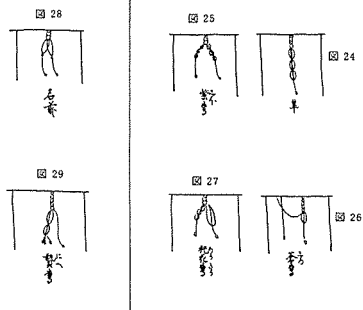
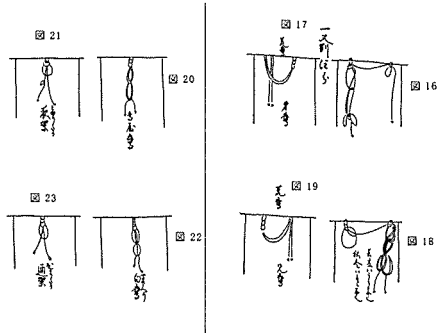
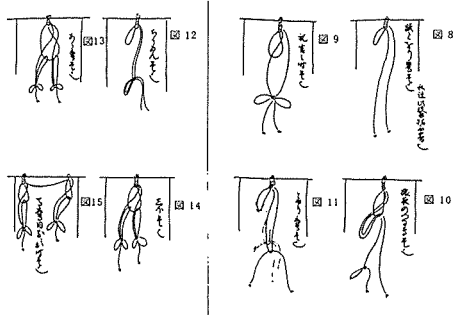
〈キーワード〉鷹狩り、鷹書、下毛野氏、調子氏

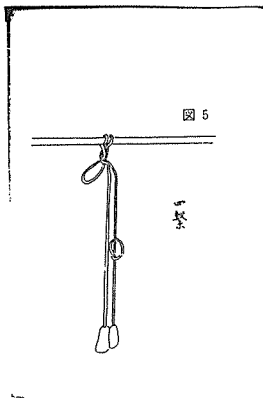
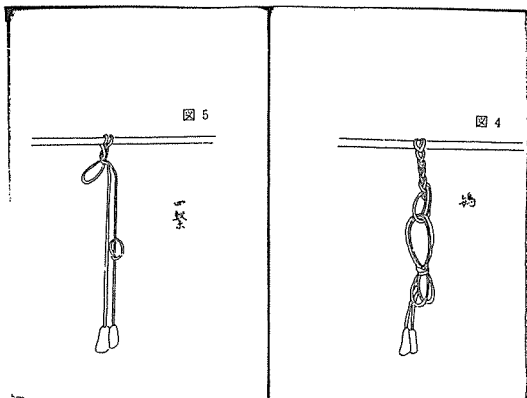
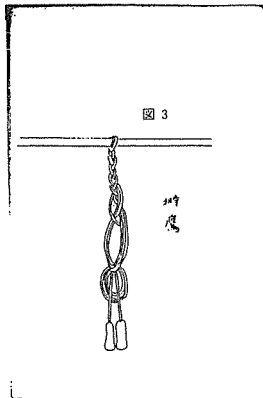
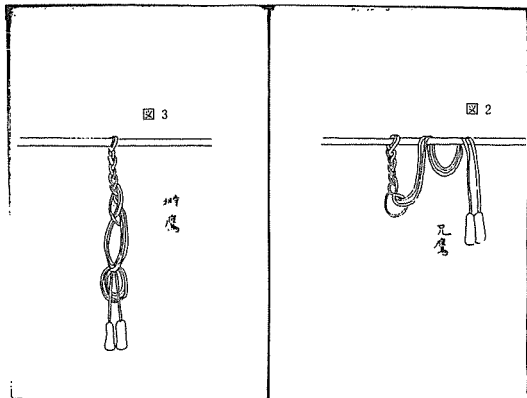
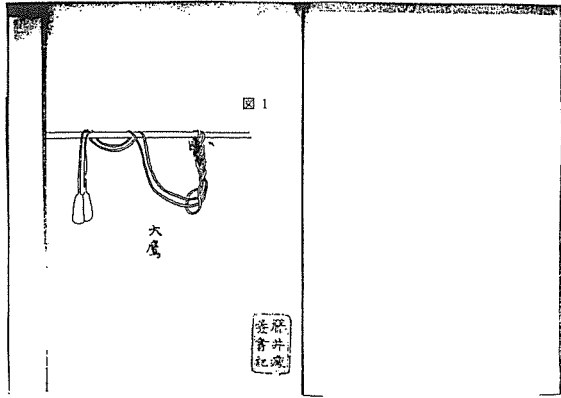
資料1 調子八郎家所蔵『鷹飼に関する口伝』（二三丁オ〜二二丁オ）



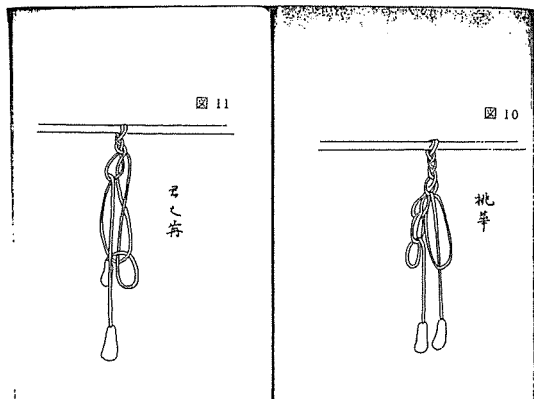
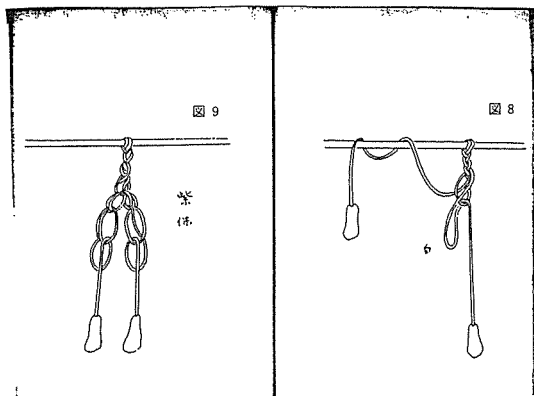
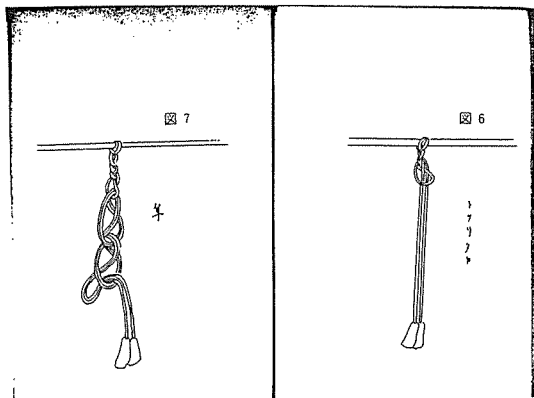




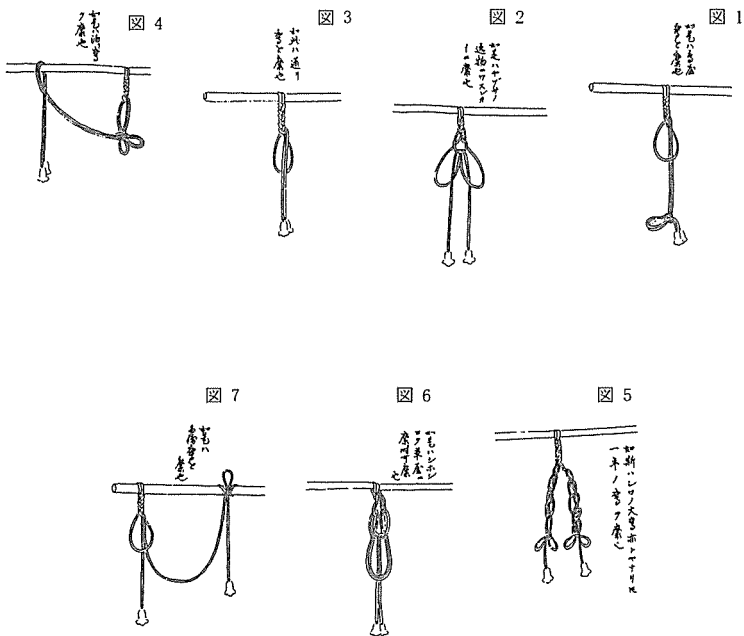
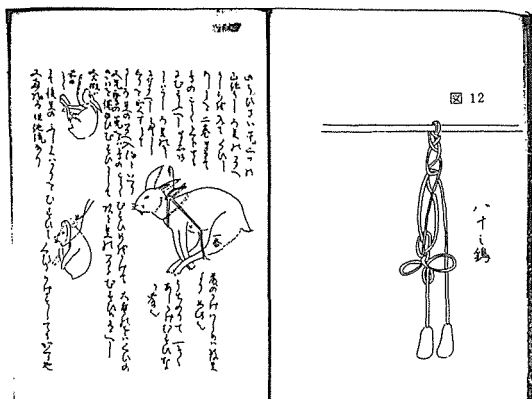




資料 3 立命館大学図書館西園寺文庫蔵『十二繫図 外四巻合冊』(二丁才〜六丁ウ)







資料4 『宇津宮流鷹之書・坤』第六（函号一五四十三三）  
（二丁ウ〜二八丁ウ）



## **Textbook of the Falconry Handed Down to Shimotsukeno Clan**

**—Compared it with the Textbooks of Other Styles—**

Yasuko NIHONMATSU

It is said to have owned Yamashiro-no-kuni Otokuni-gun choshi-no-sho (current Nagaokakyo-shi) since the twelfth century the Shimotsukeno whole families. And I insist on Choshi clan who lived in this ground from generation to generation when it is the descendant of the Shimotsukeno whole families and can stream down ancient documents group called “the Choshis document”. A book of secrets about falconry said to have been transmitted in that in Choshi clan exists. By this report, I took it up about textbook of the falconry which the Choshi clan possessed and tried analysis about the text and detailed examination. I pushed forward consideration mainly on comparison with the other textbooks of the falconry and clarified a relative characteristic of the ibidem to be concrete.

By this report in particular, I took it up about “manners to tie a falcon to a tree” about “manners tool to use by falconry” to give a falcon to God” from textbook of the falconry of the Shimotsukeno whole families. The description about the action that textbook of the falconry of such Shimotsukeno whole families writes down resembles the falcon documents of the Jimyoin whole families who are the whole families of the falconry of the court noble most. And it is the text which a scholar of Kyoto possessed to be similar next. On the other hand, contents are different from the action carried by the text of the falconry conveyed at a place called Suwa at all. Textbook of the falconry of the Shimotsukeno whole families can judge that I relatively have the characteristic that is near to tradition of the falconry of court noble (Jimyoin clan) and scholars of Kyoto about an article of culture such as the action.

Based upon the foregoing, I was able to confirm the characteristic of the Shimotsukeno whole families in the occupation called “the falconry” that had been hardly elucidated conventionally. In other words that the falconry of the Shimotsukeno whole families has the falconry of the court noble of Kyoto and near contents is expected. Shimotsukeno clan is low social position, but it attracts attention in the technology called “the falconry” to have the culture of the court noble and a crossing characteristic.